

介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度

申請者

申請手続きの流れ



1 在学中の実務者研修施設へ所定の申請書類を提出

- ①貸付申請書(様式第12号)
- ②住民票(申請日より前3ヶ月以内に発行されたもの)
- ③誓約書(県外に住所のある申請者のみ提出)
- ④顔写真付きの本人確認書類
(運転免許証、パスポート等)
- ⑤直近の所得金額を証する書類
[就労中の申請者のみ](確定申告書(控)の写し、源泉徴収票の写し等)
- ⑥在留カードの写し(表・裏)
(日本国籍を有していない申請書)
- ⑦個人情報の取扱いについて



2 在学中の実務者研修施設が上記書類をとりまとめのうえ、千葉県社会福祉協議会へ提出



3 貸付審査・貸付の決定



貸付が決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を在学中の実務者研修施設へ送付します。



4 借用証書等を提出

- 借用証書等を在学中の実務者研修施設より受け取り、必要事項を記入のうえ、実務者研修施設へ提出してください。
- 借用証書の作成にあたっては、申請者・連帯保証人それぞれの自筆署名、捺印が必要です。申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙も必要です。
- ※貸付決定通知到着後14日以内に実務者研修施設を通じて千葉県社会福祉協議会へ提出してください。



5 申請者の口座へ実務者研修受講資金を受領

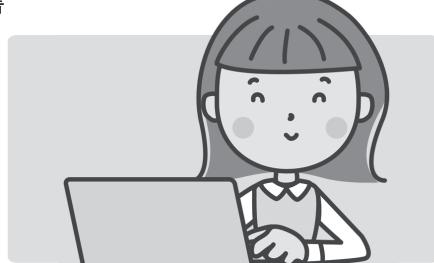


6 収還猶予申請書の提出

【実務経験が不足している方】

実務者研修修了後、実務経験が3年に満たないため、直近の介護福祉士国家試験を受講できない場合、実務者研修修了の翌月から1年ごとに以下の書類を申請者から千葉県社会福祉協議会へ直接提出してください。

- ①返還猶予申請書
- ②業務従事届
(現況報告書・業務従事期間証明書)



【実務経験を満たしている方】

●介護福祉士国家試験に合格し、介護の業務に従事している場合は以下の書類を申請者から千葉県社会福祉協議会へ直接提出してください。

- ①返還猶予申請書
- ②業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)
- ③介護福祉士登録証の写し

●介護福祉士国家試験に不合格であった場合

- ①返還猶予申請書
- ②介護福祉士国家試験の合否通知の写し

※実務者研修を修了した年次の翌々年までに介護福祉士を取得できない場合は、貸付金が返還となります。



7 収還免除申請書の提出

介護福祉士国家試験合格後、千葉県内において引き続き介護職員として2年間業務に従事した後に申請してください。